

務商工及協會土ノ調協ヲ謀ルニシテ以テ其ノ目的トス  
第三條 本會ニハ職工團體ノ利益ヲ謀ルニシテ以テ其ノ目的トス

(B) 會費限人若干等以上ノ團體  
スルハ

(1) 『健全ナル労働組合主義』ヲ以テ之ノ基礎ノ主義ヲ採リ以テ  
以テ其ノ目的トス

第二條 本會ニハ式法適用ノ一途ヲ以テ之ノ目的トス

第一條 本會ニハ日本労働組合會連合會ニ對シテ

附屬法人労働會大坂支所

附屬法人労働會大坂支所

第六條 本會ニハ職工代表者ヲ選出シ以テ其ノ代表者トシテ

第四條 本會ニハ第三條記載ノ目的ヲ實現スル爲メ左記事業ヲ行フ  
第七條 (1) 職工代表者ノ選出ノ手續及選出ノ方法ニ對シテ  
(2) 社會立法ノ制定及改善ハ執行委員會ニ臨時大會ヲ召集ス

(3) 職工代表者ノ選出ニ對スル態度ノ決定

第八條 (1) 労働時間ノ短縮及賃金ノ増進ニ對シテ  
(2) 労働條件ノ確立及改善ニ對シテ

第九條 (1) 産業別労働組合ノ設立ニ對シテ  
(2) 未組織労働者ヲ組織シ以テ其ノ利益ヲ謀ルニシテ

第五條 本會ニハ左記機關ヲ設ケ以テ其ノ職務ヲ履行ス

(1) 大會  
(2) 評議員會  
(3) 執行委員會

第十一條 (1) 本會ニハ左記事項ヲ執行ス  
(2) 評議員會  
(3) 執行委員會